

議案第4号

東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年2月25日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和3年4月1日付けの機構改革により、教育総務課内に新たに情報教育推進室を設けるとともに、青少年育成課の学校教育部から生涯学習部への移管その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表学校教育部の部中

「

教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	を
-------	-------------------	---

」

「

教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	に改め、同
情報教育推進室	情報教育係	

」

部青少年育成課の項を削り、同表生涯学習部の部文化課の項中「、美術館係」を削り、同部に次のように加える。

青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係
--------	---------------

第6条第1項の表施設安全係の項第5号を次のように改める。

(5) 学校体育施設の開放事業に関する事。

第6条第1項の表に次のように加える。

情報教育推進室情報教育係

(1) 学校における情報機器の整備に関する事。

(2) 情報教育の推進に関する事。

第6条第2項の表学務職員係の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項の表中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を第17号とし、同号の次に次のように加える。

(18) 生徒指導に関すること。

(19) 教育相談に関すること。

第6条第4項を削る。

第7条第1項の表施設運営係の項第9号を削り、同表学習支援係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「いう」の右に「。第4項の表放課後児童係の項第1号において同じ」を加え、「に関する」を「の全般に関する」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を削り、第14号を第12号とし、同条第2項の表スポーツ施設係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項の表文化財係の項第4号中「施設等」を「施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同表芸術振興係の項に次のように加える。

(5) 美術館の管理運営に関すること。

(6) 美術館協議会（東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第22条第2号において同じ。）等の庶務に関すること。

第7条第3項の表美術館係の項を削り、同条に次の1項を加える。

4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

放課後児童係

(1) 地域学校協働活動のうち、放課後子供教室に関すること。

(2) 放課後児童健全育成事業に関すること（補助執行により執行する事務に限る。）。

(3) 課の庶務に関すること。

青少年育成係

(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例（平成13年東広島市条例第5号）第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 青少年の育成活動に関すること。

- (3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。
- (4) 青少年問題に関する調査研究に関すること。
- (5) 児童青少年センター（東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第24条及び第25条において同じ。）の施設等の管理運営に関すること。
- (6) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。
- (7) 成人式に関すること。
- (8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (9) 児童館に関すること（補助執行により執行する事務に限る。）。

第14条第2項の表業務係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を第9号とし、同号の次に次のように加える。

- (10) 食育に関すること。
- (11) 地産地消に関すること。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条から第25条までを2条ずつ繰り上げ、第3章中第23条の次に次の2条を加える。

（児童青少年センター）

第24条 児童青少年センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 青少年の自主活動及び憩いの場の提供に関すること。
- (2) 青少年のための講座、研修会、講習会等の開催に関すること。
- (3) 青少年の非行の防止及び青少年を取り巻く環境の適正化に関すること。
- (4) 青少年に関する団体の活動の支援に関すること。
- (5) 児童の遊びの場及び児童の保護者に対する子育ての情報の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。

（児童青少年センターの所属）

第25条 児童青少年センターの所属は、生涯学習部青少年育成課とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第18条」を「第16条」に、「第20条」を「第18条」に、「第22条」を「第20条」に、「第24条」を「第22条」に改める。

○東広島市教育委員会組織規則（平成19年教育委員会規則第3号）新旧対照表

新			旧		
○東広島市教育委員会組織規則 (事務局の内部組織) 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。			○東広島市教育委員会組織規則 (事務局の内部組織) 第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。		
部	課	係等	部	課	係等
学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係
	<u>情報教育推進室</u>	<u>情報教育係</u>		学事課	学務職員係、保健給食係
	学事課	学務職員係、保健給食係		指導課	<u>青少年育成課</u>
生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係
	文化課	文化財係、芸術振興係、調査係		文化課	文化財係、芸術振興係、調査係、 <u>美術館係</u>
	<u>青少年育成課</u>	<u>放課後児童係、青少年育成係</u>			
(学校教育部の分掌事務) 第6条 学校教育部教育総務課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (一略一) 施設安全係 (1) 学校施設の整備に関すること。 (2) 学校教育の用に供する教育財産(物品を除く。)の取得及び維持管理に関すること。 (3) 学校施設の調査に関すること。 (4) 通学路及び学校内の安全に関すること。 <u>(5) 学校体育施設の開放事業に関すること。</u> <u>情報教育推進室情報教育係</u> <u>(1) 学校における情報機器の整備に関すること。</u> <u>(2) 情報教育の推進に関すること。</u>			(学校教育部の分掌事務) 第6条 学校教育部教育総務課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (一略一) 施設安全係 (1) 学校施設の整備に関すること。 (2) 学校教育の用に供する教育財産(物品を除く。)の取得及び維持管理に関すること。 (3) 学校施設の調査に関すること。 (4) 通学路及び学校内の安全に関すること。 <u>(5) 学校における情報機器の整備に関すること。</u>		

新	旧
2 学校教育部学事課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 学務職員係 (1) 通学区域に関すること。 (2) 通学区域審議会に関すること。 (3) 児童、生徒並びに幼児の入学、転学及び退学に関すること。 (4) 就学援助及び就学奨励に関すること。 <u>(5) 児童生徒通学支援制度審議会に関すること。</u> <u>(6) 奨学金の償還事務に関すること。</u> <u>(7) 学校の管理運営に関すること。</u> <u>(8) 学級編制及び教職員組織に関すること。</u> <u>(9) 県費職員及び学校に勤務する市職員の人事に関すること。</u> <u>(10) 県費職員並びに学校に勤務する市職員の福利及び厚生に関すること。</u> <u>(11) 職員団体に関すること。</u> <u>(12) 教職員の免許に関すること。</u> <u>(13) 学校関係諸機関との連絡に関すること。</u> <u>(14) 学校事務センターに関すること。</u> <u>(15) 課の庶務に関すること。</u> (一略一)	2 学校教育部学事課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 学務職員係 (1) 通学区域に関すること。 (2) 通学区域審議会に関すること。 (3) 児童、生徒並びに幼児の入学、転学及び退学に関すること。 (4) 就学援助及び就学奨励に関すること。 <u>(5) 当該年度の前年度以前の年度分の幼稚園保育料で滞納に係るものに関する</u> <u>こと。</u> <u>(6) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による給付を受ける資格の審査、給付費の支給及び副食費の助成に関すること。</u> (7) 児童生徒通学支援制度審議会に関すること。 (8) 奨学金の償還事務に関すること。 (9) 学校の管理運営に関すること。 (10) 学級編制及び教職員組織に関すること。 (11) 県費職員及び学校に勤務する市職員の人事に関すること。 (12) 県費職員並びに学校に勤務する市職員の福利及び厚生に関する こと。 (13) 職員団体に関すること。 (14) 教職員の免許に関すること。 (15) 学校関係諸機関との連絡に関すること。 (16) 学校事務センターに関すること。 (17) 課の庶務に関すること。 (一略一)
3 学校教育部指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 学校教育の基本方針の企画立案に関すること。 (2) 学校その他関係教育機関の教育実践計画に関すること。 (3) 教職員の研究及び研修に関すること。 (4) 教育課程及び学習指導に関すること。 (5) 学力向上対策に関すること。 (6) 幼保小中連携教育に関すること。 (7) 学校評議員制度及び学校評価制度に関すること。	3 学校教育部指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 学校教育の基本方針の企画立案に関すること。 (2) 学校その他関係教育機関の教育実践計画に関すること。 (3) 教職員の研究及び研修に関すること。 (4) 教育課程及び学習指導に関すること。 (5) 学力向上対策に関すること。 (6) 幼保小中連携教育に関すること。 (7) 学校評議員制度及び学校評価制度に関すること。

新	旧
<p>(8) 安全防災教育に関すること。 (9) 教科書採択及び教科書その他の教材の取扱いに関すること。 (10) 幼児教育の指導に関すること。 (11) 特別支援教育に関すること。 (12) 教育支援委員会に関すること。</p> <p><u>(13) 進路指導に関すること。</u> <u>(14) 人権教育に関すること。</u> <u>(15) 学校図書を整備に関すること。</u> <u>(16) 学校体育団体にに関すること。</u> <u>(17) 教科書の無償給与に関すること。</u> <u>(18) 生徒指導に関すること。</u> <u>(19) 教育相談に関すること。</u></p> <p>(生涯学習部の分掌事務)</p> <p>第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (一略一) 施設運営係</p>	<p>(8) 安全防災教育に関すること。 (9) 教科書採択及び教科書その他の教材の取扱いに関すること。 (10) 幼児教育の指導に関すること。 (11) 特別支援教育に関すること。 (12) 教育支援委員会に関すること。 <u>(13) 生徒指導連携に関すること。</u> (14) 進路指導に関すること。 (15) 人権教育に関すること。 (16) 学校図書を整備に関すること。 (17) 学校体育団体にに関すること。 (18) 教科書の無償給与に関すること。</p> <p><u>4 学校教育部青少年育成課の係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u> <u>青少年係</u> <u>(1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例(平成13年東広島市条例第5号)第3条に掲げる事業に関すること。</u> <u>(2) 青少年の育成活動に関すること。</u> <u>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。</u> <u>(4) 生徒指導に関すること。</u> <u>(5) 教育相談に関すること。</u> <u>(6) 青少年問題に関する調査研究に関すること。</u> <u>(7) 児童青少年センター(東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第16条及び第17条において同じ。)の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)の管理運営に関すること。</u></p> <p>(生涯学習部の分掌事務)</p> <p>第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (一略一) 施設運営係</p>

新	旧
<p>(1) 図書館の管理運営に関すること。 (2) 図書館協議会に関すること。 (3) 生涯学習センターの管理運営に関すること。 (4) 社会教育施設の管理運営に関すること。 (5) 市民文化センターの管理運営に関すること。 (6) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団(総務課に限る。)に関すること。 (7) 天文台広場の管理運営に関すること。 (8) 視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>学習支援係</p> <p>(1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。 (2) 地域センター、生涯学習センター等において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。 (3) 大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働に関すること。 (4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。 (5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。 (6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。 (7) 家庭教育支援に関すること。</p> <p><u>(8) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。</u> <u>(9) 地域行事に関すること。</u> <u>(10) ボランティア活動支援センターの管理運営及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。</u> <u>(11) 地域学校協働活動(社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。第4項の表放課後児童係の項第1項において同じ。)の全般に関すること。</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。</u></p>	<p>(1) 図書館の管理運営に関すること。 (2) 図書館協議会に関すること。 (3) 生涯学習センターの管理運営に関すること。 (4) 社会教育施設の管理運営に関すること。 (5) 市民文化センターの管理運営に関すること。 (6) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団(総務課に限る。)に関すること。 (7) 天文台広場の管理運営に関すること。 (8) 視聴覚ライブラリーに関すること。 <u>(9) 成人式に関すること。</u></p> <p>学習支援係</p> <p>(1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。 (2) 地域センター、生涯学習センター等において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。 (3) 大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働に関すること。 (4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。 (5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。 (6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。 (7) 家庭教育支援に関すること。 <u>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</u> (9) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。 (10) 地域行事に関すること。 (11) ボランティア活動支援センターの管理運営及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。 (12) 地域学校協働活動(社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。)に関すること。</p> <p><u>(13) 青少年育成東広島市民会議及び“社会を明るくする運動”「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。</u></p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。</p>

新	旧
<p>(一略一)</p> <p>2 生涯学習部スポーツ振興課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(一略一)</p> <p>スポーツ施設係</p> <p>(1) 社会体育施設の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>(2) 社会体育施設の開放事業に関すること。</p> <p><u>(3) 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に関すること。</u></p> <p><u>(4) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。</p> <p>(3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(4) 文化財(埋蔵文化財を除く。)に係る<u>施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)</u>の整備、管理及び活用に関すること。</p> <p>(5) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。</p> <p>(6) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の調査研究に関すること。</p> <p>(7) 文化財関係団体の育成に関すること。</p> <p>(8) その他文化財(埋蔵文化財を除く。)に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p> <p>芸術振興係</p> <p>(1) 芸術文化の振興に関すること。</p> <p>(2) 東広島芸術文化ホール(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成26年東広島市条例第5号)第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。)の管理運営に関すること。</p> <p>(3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。</p> <p>(4) 文化活動に関すること。</p>	<p>(一略一)</p> <p>2 生涯学習部スポーツ振興課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(一略一)</p> <p>スポーツ施設係</p> <p>(1) 社会体育施設の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>(2) 社会体育施設の開放事業に関すること。</p> <p><u>(3) 学校体育施設の開放事業に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に関すること。</u></p> <p><u>(5) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。</p> <p>(3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(4) 文化財(埋蔵文化財を除く。)に係る<u>施設等</u>の整備、管理及び活用に関すること。</p> <p>(5) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。</p> <p>(6) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の調査研究に関すること。</p> <p>(7) 文化財関係団体の育成に関すること。</p> <p>(8) その他文化財(埋蔵文化財を除く。)に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p> <p>芸術振興係</p> <p>(1) 芸術文化の振興に関すること。</p> <p>(2) 東広島芸術文化ホール(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成26年東広島市条例第5号)第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。)の管理運営に関すること。</p> <p>(3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。</p> <p>(4) 文化活動に関すること。</p>

新	旧
<p><u>(5) 美術館の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(6) 美術館協議会(東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成31年東広島市条例第5号)第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第22条第2号において同じ。)等の庶務に関すること。</u></p> <p>(一略一)</p> <p>4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>放課後児童係</p> <p>(1) <u>地域学校協働活動のうち、放課後子供教室に関すること。</u></p> <p>(2) <u>放課後児童健全育成事業に関すること(補助執行により執行する事務に限る。)</u></p> <p><u>(3) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>青少年育成係</p> <p>(1) <u>東広島市児童青少年センター設置及び管理条例(平成13年東広島市条例第5号)第3条各号に掲げる事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 青少年の育成活動に関すること。</u></p> <p><u>(3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。</u></p> <p><u>(4) 青少年問題に関する調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(5) 児童青少年センター(東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第24条及び第25条において同じ。)の施設等の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(6) 青少年育成東広島市民会議及び「社会を明るくする運動」「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。</u></p> <p><u>(7) 成人式に関すること。</u></p>	<p>(一略一)</p> <p>美術館係</p> <p><u>(1) 美術館の整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 美術館の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(3) 美術館協議会(東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成31年東広島市条例第5号)第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第24条第2号において同じ。)等の庶務に関すること。</u></p>

新	旧
<p><u>(8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。</u> <u>(9) 児童館に関すること(補助執行により執行する事務に限る。)</u>。 (一略一) (学校給食センター) 第14条 東広島市立学校給食センター設置条例(昭和52年東広島市条例第11号)に基づき設置された東広島学校給食センター、西条学校給食センター、東広島北部学校給食センター及び安芸津学校給食センター(以下これらを「給食センター」という。)においては、小学校、中学校等の学校給食に関する事務を所掌する。 2 給食センターの内部組織及び分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東広島市立学校給食センター運営委員会及び運営連絡会に関すること。 (2) 給食運営に関すること。 (3) 給食の普及徹底に関すること。 (4) 給食設備の充実にに関すること。 <p><u>(5) 学校給食、保育所給食(西条学校給食センター及び東広島北部学校給食センターに限る。)</u>及び認定こども園給食(東広島北部学校給食センターに限る。)に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に関すること。 <u>(6) 給食の配送、回収及び運搬に関すること。</u> <u>(7) 献立表に基づく給食の調理に関すること。</u> <u>(8) 給食設備の運営に関すること。</u> <u>(9) 小学校及び中学校の配膳に関すること。</u> <u>(10) 食育に関すること。</u> <u>(11) 地産地消に関すること。</u> (給食センターの所属) 第15条 給食センターの所属は、学校教育部とする。</p>	<p>(一略一) (学校給食センター) 第14条 東広島市立学校給食センター設置条例(昭和52年東広島市条例第11号)に基づき設置された東広島学校給食センター、西条学校給食センター、東広島北部学校給食センター及び安芸津学校給食センター(以下これらを「給食センター」という。)においては、小学校、中学校等の学校給食に関する事務を所掌する。 2 給食センターの内部組織及び分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東広島市立学校給食センター運営委員会及び運営連絡会に関すること。 (2) 給食運営に関すること。 (3) 給食の普及徹底に関すること。 (4) 給食設備の充実にに関すること。 <u>(5) 給食費に関すること。</u> <u>(6) 学校給食、保育所給食(西条学校給食センター及び東広島北部学校給食センターに限る。)</u>及び認定こども園給食(東広島北部学校給食センターに限る。)に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に関すること。 <u>(7) 給食の配送、回収及び運搬に関すること。</u> <u>(8) 献立表に基づく給食の調理に関すること。</u> <u>(9) 給食設備の運営に関すること。</u> <u>(10) 小学校及び中学校の配膳に関すること。</u> <p>(給食センターの所属) 第15条 給食センターの所属は、学校教育部とする。 <u>(児童青少年センター)</u> <u>第16条 児童青少年センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</u> <u>(1) 青少年の自主活動及び憩いの場の提供に関すること。</u></p>

新	旧
<p>(地域生涯学習センター) 第16条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号。以下この条において「生涯学習センター条例」という。)に基づき設置された東広島市志和生涯学習センター、東広島市黒瀬生涯学習センター、東広島市福富生涯学習支援センター、東広島市豊栄生涯学習センター、東広島市河内生涯学習支援センター及び東広島市安芸津生涯学習センター(以下この条及び次条において「地域生涯学習センター」と総称する。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。ただし、東広島市福富生涯学習支援センター及び東広島市河内生涯学習支援センターについては、第2号及び第5号を除く。 (1) 生涯学習センター条例第3条各号に掲げる事業に関すること。 (2) 地域生涯学習センターの施設等の使用許可に関すること。 (3) 社会体育施設の使用許可に関すること。 (4) 使用料の徴収及び還付に関すること。 (5) 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。 (6) 地域生涯学習センターの庶務に関すること。 (地域生涯学習センターの所属) 第17条 地域生涯学習センターの所属は、生涯学習部生涯学習課とする。 (三ツ城コミュニティハウス) 第18条 東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則(平成13年東広島市教育委員会規則第2号)に基づき設置された東広島市三ツ城コミュニティハウス(以下「三ツ城コミュニティハウス」という。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p><u>(2) 青少年のための講座、研修会、講習会等の開催に関すること。</u> <u>(3) 青少年の非行の防止及び青少年を取り巻く環境の適正化に関すること。</u> <u>(4) 青少年に関する団体の活動の支援に関すること。</u> <u>(5) 児童の遊びの場及び児童の保護者に対する子育ての情報の提供に関すること。</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。</u> (児童青少年センターの所属) <u>第17条 児童青少年センターの所属は、学校教育部青少年育成課とする。</u> (地域生涯学習センター) 第18条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号。以下この条において「生涯学習センター条例」という。)に基づき設置された東広島市志和生涯学習センター、東広島市黒瀬生涯学習センター、東広島市福富生涯学習支援センター、東広島市豊栄生涯学習センター、東広島市河内生涯学習支援センター及び東広島市安芸津生涯学習センター(以下この条及び次条において「地域生涯学習センター」と総称する。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。ただし、東広島市福富生涯学習支援センター及び東広島市河内生涯学習支援センターについては、第2号及び第5号を除く。 (1) 生涯学習センター条例第3条各号に掲げる事業に関すること。 (2) 地域生涯学習センターの施設等の使用許可に関すること。 (3) 社会体育施設の使用許可に関すること。 (4) 使用料の徴収及び還付に関すること。 (5) 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。 (6) 地域生涯学習センターの庶務に関すること。 (地域生涯学習センターの所属) 第19条 地域生涯学習センターの所属は、生涯学習部生涯学習課とする。 (三ツ城コミュニティハウス) 第20条 東広島市三ツ城コミュニティハウス設置規則(平成13年東広島市教育委員会規則第2号)に基づき設置された東広島市三ツ城コミュニティハウス(以下「三ツ城コミュニティハウス」という。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>

新	旧
<p>(1) 学校教育及び社会教育の融合を推進すること。</p> <p>(2) 三ツ城小学校の普通教室及び特別教室を学校教育に支障のない範囲内で地域住民の社会教育活動の利用に供すること。</p> <p>(3) 各種団体、機関等との連携を図ること。 (三ツ城コミュニティハウスの所属)</p> <p><u>第19条</u> 三ツ城コミュニティハウスの所属は、生涯学習部生涯学習課とする。 (出土文化財管理センター)</p> <p><u>第20条</u> 東広島市出土文化財管理センターの設置及び管理に関する条例(平成22年東広島市条例第18号)に基づき設置された東広島市出土文化財管理センター(次条において「出土文化財管理センター」という。)の分掌事務は、第7条第3項の表調査係の項に掲げる事務とする。 (出土文化財管理センターの所属)</p> <p><u>第21条</u> 出土文化財管理センターの所属は、生涯学習部文化課とする。 (美術館)</p> <p><u>第22条</u> 東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する東広島市立美術館(以下「美術館」という。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 美術館の管理に関すること。</p> <p>(2) 美術館協議会への諮問に関すること。</p> <p>(3) 美術館の展覧会に関すること。</p> <p>(4) 貸館事業に関すること。</p> <p>(5) 資料の管理に関すること。</p> <p>(6) 美術館の広報普及に関すること。 (美術館の所属)</p> <p><u>第23条</u> 美術館の所属は、生涯学習部文化課とする。 (児童青少年センター)</p> <p><u>第24条</u> 児童青少年センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 青少年の自主活動及び憩いの場の提供に関すること。</u></p> <p><u>(2) 青少年のための講座、研修会、講習会等の開催に関すること。</u></p> <p><u>(3) 青少年の非行の防止及び青少年を取り巻く環境の適正化に関すること。</u></p>	<p>(1) 学校教育及び社会教育の融合を推進すること。</p> <p>(2) 三ツ城小学校の普通教室及び特別教室を学校教育に支障のない範囲内で地域住民の社会教育活動の利用に供すること。</p> <p>(3) 各種団体、機関等との連携を図ること。 (三ツ城コミュニティハウスの所属)</p> <p><u>第21条</u> 三ツ城コミュニティハウスの所属は、生涯学習部生涯学習課とする。 (出土文化財管理センター)</p> <p><u>第22条</u> 東広島市出土文化財管理センターの設置及び管理に関する条例(平成22年東広島市条例第18号)に基づき設置された東広島市出土文化財管理センター(次条において「出土文化財管理センター」という。)の分掌事務は、第7条第3項の表調査係の項に掲げる事務とする。 (出土文化財管理センターの所属)</p> <p><u>第23条</u> 出土文化財管理センターの所属は、生涯学習部文化課とする。 (美術館)</p> <p><u>第24条</u> 東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例第1条に規定する東広島市立美術館(以下「美術館」という。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 美術館の管理に関すること。</p> <p>(2) 美術館協議会への諮問に関すること。</p> <p>(3) 美術館の展覧会に関すること。</p> <p>(4) 貸館事業に関すること。</p> <p>(5) 資料の管理に関すること。</p> <p>(6) 美術館の広報普及に関すること。 (美術館の所属)</p> <p><u>第25条</u> 美術館の所属は、生涯学習部文化課とする。</p>

新	旧
<p><u>(4) 青少年に関する団体の活動の支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 児童の遊びの場及び児童の保護者に対する子育ての情報の提供に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業に関すること。</u> (児童青少年センターの所属)</p> <p><u>第25条</u> 児童青少年センターの所属は、生涯学習部青少年育成課とする。</p>	

○東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第4号）新旧対照表

新				旧			
○東広島市教育委員会職の設置に関する規則 別表第2（第3条関係）				○東広島市教育委員会職の設置に関する規則 別表第2（第3条関係）			
職の置かれる組織	職名	職務	備考	職の置かれる組織	職名	職務	備考
組織規則第14条に規定する学校給食センター（以下この部において「センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。		組織規則第14条に規定する学校給食センター（以下この部において「センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。	
	副所長	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。	必要に応じ置く。		副所長	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。	必要に応じ置く。
	所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。		所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。
	専門員	上司の命を受け、所定の専門事項の調査、研究又は審査等を行う。	必要に応じ置く。		専門員	上司の命を受け、所定の専門事項の調査、研究又は審査等を行う。	必要に応じ置く。
	指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他専門的事項の指導に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。		指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他専門的事項の指導に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
	係長	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。			係長	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。	
	主査	上司の命を受け、担当の事務を掌理する。	必要に応じ置く。		主査	上司の命を受け、担当の事務を掌理する。	必要に応じ置く。
	主任	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。		主任	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
組織規則第16条に規定する地域生涯学習センター（以下この部において「地	センター長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。	組織規則第18条に掲げる東広島市志和生涯学習センターについては、特別職の職員をもって	組織規則第18条に規定する地域生涯学習センター（以下この部において「地	センター長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。	組織規則第18条に掲げる東広島市志和生涯学習センターについては、特別職の職員をもって

新				旧			
域生涯学習センター」という。）			充てる。	域生涯学習センター」という。）			充てる。
組織規則第18条に規定する三ツ城コミュニティハウス（以下この部において「コミュニティハウス」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、コミュニティハウスの事務を掌理する。	生涯学習部生涯学習課長をもって充てる。	組織規則第20条に規定する三ツ城コミュニティハウス（以下この部において「コミュニティハウス」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、コミュニティハウスの事務を掌理する。	生涯学習部生涯学習課長をもって充てる。
組織規則第20条に規定する出土文化財管理センター（以下この部において「出土文化財管理センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、出土文化財管理センターの事務を掌理する。		組織規則第22条に規定する出土文化財管理センター（以下この部において「出土文化財管理センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、出土文化財管理センターの事務を掌理する。	
組織規則第22条に規定する美術館（以下この部において「美術館」という。）	館長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、美術館の事務を掌理する。		組織規則第24条に規定する美術館（以下この部において「美術館」という。）	館長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、美術館の事務を掌理する。	